

佐賀県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区	間	の
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字多良字油津 一四四二番一地先から 藤津郡太良町大字多良字嫁川 一四〇四番二地先まで	後	変更前 幅員 メートル
	藤津郡太良町大字多良字油津 一四四二番一地先から 藤津郡太良町大字多良字嫁川 一四〇四番二地先まで	前	延長 メートル